

関係法令等

○国土交通省設置法（平成十一年七月十六日法律第百号）（抄）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

2 （略）

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。

三 （略）

2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○交通政策審議会令（平成十二年六月七日政令第三百号）（抄）

（所掌事務）

第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
交通体系分科会	一 交通体系の整備その他の交通政策であって総合的かつ基本的なものについて調査審議すること。 二 陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
技術分科会	（略）
観光分科会	（略）
陸上交通分科会	（略）
海事分科会	（略）
港湾分科会	（略）
航空分科会	（略）

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第七条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、交通体系分科会、技術分科会、観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものについては、次項から第九項までに定めるところにより処理する。

- 2 交通体系分科会の庶務は、国土交通省政策統括官において処理する。
- 3～9 (略)

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○交通政策審議会運営規則（抄）

（分科会）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

○交通政策審議会交通体系分科会運営規則

（趣旨）

第一条 交通体系分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令及び交通政策審議会運営規則に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 分科会は、分科会長（以下「会長」という。）が招集する。

2 会長は、分科会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

（書面による議事）

第三条 会長は、やむを得ない事由により分科会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって分科会の議決に代えることができる。

（議長）

第四条 会長は、議長として分科会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、分科会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第六条 分科会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第七条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(部会)

第八条 分科会は、部会を置くことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、分科会の議決とすることができる。

(庶務)

第九条 分科会の庶務は、国土交通省政策統括官付政策調整官において総括し、及び処理する。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成十五年六月六日から施行する。